

第40回広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

令和5年12月6日（水）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

池本賢一、岩崎誠、小池英樹、高山光明（委員長）、寺西環江（新任）、
中間春香（新任）、森實有紀、柳迫周平

[説明者]

矢原洋二家事首席書記官、別府文家事次席書記官、福島裕美家事訟廷管
理官、栗田知美家事訟廷事件係長、佐々木雅子家事訟廷庶務係長、宮迫
教行少年首席書記官、宮脇俊二主任家庭裁判所調査官、宇野勝浩事務局
長、板東正樹事務局次長

[事務担当者]

菱川純也総務課長、大西顕範総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言

2 委員異動報告

3 委員挨拶、自己紹介

4 議事

「利用しやすい家庭裁判所」

[事務担当者]

前回の委員会では「特定少年に対する教育的措置について」というテーマで、委

員の皆様から多岐にわたり大変有意義な御意見等をいただきました。

その御意見をいただいた上で取り組んだことについて、説明者から報告させていただきます。

[説明者]

前回の家裁委員会では、特定少年に対する教育的措置をテーマに、少年事件の動向や特定少年に対する教育的措置の現状と課題について御説明させていただき、特定少年が社会で自立して生活していくための生活力をいかに養うのか、そのための働きかけについて御意見をいただきました。

委員の皆様から、主権者教育や消費者教育、教育の機会を求める少年たちに対する様々な学びの場についての情報提供の必要性等、幅広い視点からの御意見をいただきました。皆様のお話をお聞きする中で、この年代の若者には、様々な知識の習得や経済的自立が課題となっていること、そのため家庭裁判所が担うべき役割も非常に重要であることを再認識したところです。御指摘いただいた点については、今後の少年との面接の中で活かしていきたいと考えております。また、いただいた御意見の中で児童養護施設の退所者を対象に、社会に円滑に適応できるように様々な支援活動を行っている団体があり、家庭裁判所における教育的措置を考える際の参考になるのではないかと御紹介をいただきました。そこで実際にその団体を訪問し、支援活動の実情をお聞きし、特定少年への教育的措置の参考とすることや、家庭裁判所に係属する少年について連携を図ることが可能なのかといったことについて、お話をお伺いしました。施設長からは、その団体が行っている施設退所後の社会生活に必要な生活技術を身につけるための自立生活技術講習会について、家庭裁判所に係属中の少年であっても講習会への参加は可能であるとの回答をいただきました。また、児童養護施設等を退所後に再非行に至った特定少年に対して、家庭裁判所において指導や働きかけを行いつつ、その団体で自立に向けた支援を並行して実施していくなどの連携も可能との見解をいただきました。

実際に活用するまでには至っていないものの、適切な事例があった場合には、活用を検討するとともに、こうした関係機関や関係団体の取組についての情報収集を進め、連携も模索しながら、特定少年に対する教育的措置の充実を図っていきたいと考えております。

[事務担当者]

それでは、議事に入らせていただきます。

[委員長]

本日のテーマは、「利用しやすい家庭裁判所」についてです。家庭裁判所で多く利用されている事件類型である相続放棄手続についての実情等を御説明した後、実際の受付窓口で、相続放棄の手続案内を模擬体験していただき、その後、皆様方から御意見を賜りたいと考えております。

[説明者]

(パワーポイント資料を用いた説明を行った後、2グループに分かれて受付窓口において相続放棄の手続案内を模擬体験していただいた。)

[委員長]

家庭裁判所といたしましては、可能な限りインターネットの活用や他の機関との連携によって、利用者の方が電話や窓口で問合せをすることなく、また、できるだけ問合せに掛る時間や労力を減らして、裁判所に来なくてもある程度手続を執っていただけるようにしたい、また、「裁判所に聞いてくれ」と言われて、本人がどのような手続をすべきか分からないままに裁判所にたどり着き、精神的、時間的な負担を感じることを極力軽減させたいという思いがございます。

利用者がストレスなくスムーズに手続を進めるための方策や工夫、アイデアがございましたら、どうぞ御発言をしていただければと思います。

また、説明者からの説明内容に対する御質問でも結構ですし、実際に窓口に行かれましていろいろ体験をされてみての素朴な感想、あるいは改善点でも結構ござ

いますから、どうぞ御発言をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

[C委員]

最初に御説明いただいた中で、裁判所のホームページにある「裁判手続案内」の中に「オンライン手続」というのがありますがけれども、相続放棄関係については、オンラインの手続はないのでしょうか。フォーマットについては、ホームページからダウンロードできるというお話だったと思いますが、電子申請などはないのでしょうか。それから、もう一つは、法定相続情報一覧図の説明がありました。これ私は知りませんでしたが、これを取るためにも、やはり手続が多分あると思うのですけれども、それと比較してどうなのかという点です。一度取得するために、恐らく何らかの戸籍書類の類いが要るのだらうと思うのですが、この一覧図を得ておけば、戸籍書類の束を持って市役所や関係機関を回らなくていい、それがメリットだという理解でよろしいでしょうか。

[説明者]

まず、オンラインの申立てがあるかどうかということですがけれども、現在の法律の枠組みでは、まだオンラインでの申請ができない状態ですので、書面に書いたものを提出していただくことになります。

それから、次の法定相続情報一覧図に関してですが、相続放棄の1回しか戸籍謄本をお使いにならないという方であれば、費用対効果を考えれば戸籍謄本を出してしまえばという方も多いのではないかと思います。その一方で、行政や金融機関などに何回か書類を出さなければいけない方にとっては、これを1回作っていただくことで、法務局の認証文言がある公的な書類になりますので、戸籍を確認する時間の短縮や、何回も同じ資料を提出しないといけないという労力の面でもメリットはあるのではないかと思います。

[説明者]

補足いたしますと、裁判所のホームページに「オンライン手続」とありますのは、民事関係の支払督促手続につきましては、全国どこからでもオンラインで申立てができるというものになります。これはもう随分前から行われておりまして、それを利用すると東京簡易裁判所で処理されるというものです。

家事事件の関係でも、デジタル化に伴う法改正が行われ、今後は広く家事事件についてもオンラインで申立てができるようになる日が数年以内には来るということになります。

それから、法定相続情報一覧図について、個人的なお話にはなりますが、私も数年前に父親が亡くなったときに自分で作ってみました。近くの法務局に行って作りましたが、その時は自分の父親ということで相続関係もシンプルでしたので、用意する戸籍も少なく簡単に1回行ってすぐできました。その一覧図の原案を自分で作って持って行きますので、間違っていたり不備があったりすると何回かやり直さないといけないことになります。私のケースですと、その後の利用としては不動産の相続の関係で法務局に提出した、あるいは、幾つかの金融機関にそれを提出したということで活用ができました。身近な人が亡くなった場合には活用方法も多いのかなと思いますが、逆に疎遠な方が亡くなって相続放棄したいというような場合だと、様々な手続をするということが無ければ、あまりメリットがないのかなと思います。市役所に限らず、金融機関からもいろいろ書類が届いたというような場合には一度作っておくと非常に便利だなと思いました。

[E 委員]

先ほど1階の受付窓口での説明を体験させていただきましたが、相続放棄の相談に来られた方に渡す資料は、この申立書等の資料一つのみなのか、それとも、先ほど説明していただいた際のパワーポイントのような、もう少し馴染みやすいような資料等もお渡しされているのか、その点を伺えればと思います。

[説明者]

窓口で案内する際にお渡しするのは、今日お手元に配布しておりますA3サイズの記載例と、申立書の書式と、A4の申立てから放棄受理されるまでの手続案内を記載した書面のみで、それ以外の何か馴染みやすい資料というのは別には用意してございません。

[E 委員]

先ほどいただいた資料がすごく分かりやすかったので、割とこういう馴染みやすい資料などを渡すところから、相続放棄のハードルを下げていくのは結構大事なのかなと思います。うちも結構いろいろな小難しい制度がある役所ですので、こんな感じのもうちょっと馴染みやすいリーフレットとかをお渡ししたりすることも結構あります。ただでさえ難しい手続の必要なところですので、そういうのがあったらいいかなと思いました。

[D 委員]

さっきの資料に相続放棄の審理に時間がかかる例として、放棄の意思が不明というのがありました。私も先日、代理人として相続放棄をした際に相続放棄手続をした裁判所から依頼者本人宛ての文書があり、本当に放棄をするつもりですか、みたいなちょっと怖めの文章が書いてあって、何だろうと思ってちょっとドキドキしました。ちょっと3か月を経過していたので。感覚的には放棄の申立てをしているのだから放棄の意思はあると思うのですけれども、これって具体的にはどういうケースを想定されているのでしょうか。

[F 委員]

通常、代理人がついて相続放棄の申述の申立てをされているときは、当然御本人の意思を確認した上で申立てをされているのだらうということで、改めての確認は不要かとは思いますが、裁判所はいろいろな場合を想定しますので、人の名前をかたって相続放棄の申述をしてくるという場合も無いではないですよ。自分が全部遺産を取得したいがために、他の相続人の名前で書類を作って裁判所に出

してくるという場合も無いではないので、そういう場合にはやはり御本人が本当に自分の意思で申立てをされているのかは確認しないとイケないということになるのかと思います。

窓口書類を持って来られたら、御本人の身分証明書などを見せていただければ、御本人が自分で書類を作って出しに来られたのだなということで意思が確認できるのですが、郵送とかで提出された場合にはなかなか分かりづらい。そういう時は、別途照会書を送らせていただくという形で、御本人の意思を確認させていただいているところかと思います。

[A 委員]

先ほどの資料の中で、令和4年度の事件で相続放棄が別表第一事件のうち約30%とありましたが、先ほど窓口で職員にお聞きしたら、弁護士さんとかいろいろな、要するに法律が分かる方が手続する場合もあるということですが、一般の方がこの手続をする数というのはどれくらいあるのでしょうか。

[説明者]

相続放棄を御自身で申立てされる方は、感覚的に80%以上、90%はいかないくらいはあるのではないかと思います。

代理人が申請されている方が少なく、ただ、申立人が御本人ということであっても、書面の作成だけ専門の方をお願いしたという方も多くいらっしゃると思います。

[A 委員]

それでは、8割の方が御本人で相続放棄の申請をしているということは、割と利用しやすい状況にはもうなっているんじゃないかなと思ったりはしました。

[G 委員]

受付窓口でデモンストレーションを見せてもらった際に、少しお伺いしたところではあるのですが、今のA委員の御質問への回答の中にもあったように、大体

来られる方は一般の代理人がついていない方が多い、書面は専門家に作ってもらったかもしれないけど、という話が出ています。今回のデモでは相続放棄と相談者の相談内容が決まっていたので、相続放棄の御案内をしたという形になると思うのですが、多分、実際普通の方、相続放棄の専門知識がない方が来られるとしたら、例えば、今日みたいに市役所から税金の通知が来ましたと言って、何かよく分からないけども困るからということでいきなり家庭裁判所に来ました、というような場合に関しては、そうしたワードを聞いただけで、それじゃあ相続放棄の御案内をしますみたいな形でアナウンスをしているのでしょうか。裁判所なので、法律相談には応じられないというのもあると思いますけども、どういう形で窓口の方に対する最初の案内に入るのかなと非常に気になったので、教えていただければと思います。

[説明者]

窓口に来られる方というのは、通知があったというきっかけで来られる方も多くいらっしゃいますけど、割と相続放棄をしたいという意思を持って来られる方が多いように思いますが、疎遠にあるとか、全然関係ない方なので関わりたくないという方もいらっしゃいます。放棄したいということで窓口に来られたら相続放棄の案内をさせてもらうのですが、実際に話をする中でちょっとどうしようか迷っているということもありますので、そういった時には期間伸長の申立てであるとか、場合によっては限定承認の申立てがあるとか、そういったものを臨機応変に適宜説明させていただいております。

[B委員]

これは恐らく相続放棄だけに限らない問題、広島だけに限らず、司法制度全体のことに関ってくると思うのですが、やっぱり弱者への視点がもうちょっと欲しいなと思います。

そもそも、家庭裁判所に行かなければならないということをお知らせの方をどれほ

どいるのかと思います。先ほどお示しいただいた遠方の市役所からの通知という話がありましたが、これほど親切なお便りはないような気がします。家庭裁判所で手続をしてほしいと、ここまで書いている気が回る市役所がどこまであるのかなと、甚だ疑問であります。

本当にビジネスライクに簡素に書いてあった場合に通知をもらって、あるいは、金融機関から金払えと言ってきたときに、家庭裁判所に御相談くださいということを書いているかという、書いてないような気がします。そうした場合、そういう人たちは、特に社会的弱者の方、高齢者の方、あるいは障害をお持ちの方、未成年の方、こういうケースに直面した場合にどうすればいいのか、その方法が分からないというときに、どう手を差し伸べるかというのが、やっぱり入口の問題として、もうちょっと考える時代ではないかと、司法手続のバリアフリー的な発想で思います。

それを前提にして、先ほど裁判所のホームページの相続放棄のページを見たのですが、難しいですね。書いていることがさっぱり分からないと思う人の方が多いのではないのでしょうか。せめて、消費者相談などの消費者生活センターにあるような、よくある質問という形で、平易なかみ砕いた言葉で、こういう場合はこうしてくださいよとQ & Aの形式で、非常に丁寧に書いてある行政サービスも結構山ほどあると思います。それに比べると、裁判所のホームページを見てみると、専門用語、法律が書いてあって非常に高飛車な感じがします。その辺はちょっとやっぱり、利用者にとって生涯一度あるかないかのこととは言え、我慢しろと言ったらそれまでかもしれません、もうちょっと国民にとって分かりやすいやり方があるのではないかなと思いました。

ホームページの記載を平易にというのは出来ないではないと思うのですが、最初にありました、そもそもどうやってこの相続放棄の手続があるということを知ってもらうかと言うのは、なかなか難しいとは思いますが。

それと先ほど受付窓口でも聞いたのですけれども、手続について法律の専門家に相談する人もいるようですが、恐らく一定の金額が当然かかるので、その負担ができないという人も当然出てくるでしょう。だからなおのこと、やっぱり一般の人が来たとしても、それなりに対応できる形にもうちょっとなればよろしいかなというのが私の率直な印象でした。

[委員長]

ありがとうございます。こちらも傾聴しなければならない御意見だったかなと思います。実際にB委員は窓口で模擬体験をされたわけですが、もう一つのグループで体験された方は、何か、御感想等ありますでしょうか。

[C委員]

実際に体験してみると、やはり同じような視点になりますね。前提として、今こういう相続放棄の案件が増えているというのは、高齢者が増える中で、多死社会とも言われますけど、亡くなられる方もいるからこそ、こういった相続の案件も増えるということですよ。それから、自分自身で手続される方が大半だというお話もございました。そういう背景とか前提に立てば、やはりリーフレットという御意見も最初あったかと思えますけど、もっと簡便でソフトで馴染みやすいような数枚ぐらいのリーフレットが必要かなと思います。その中に、FAQ、よくある質問なども入れれば非常に役立つのではないのかなというふうに思います。

それと、裁判所では内容に対するアドバイスは難しいと思いますけれど、でもやはり、放棄すべきかどうかいろいろ話される中で迷いが出てくれば、法テラスや弁護士会の相談窓口とかを案内されているし、窓口の近くにも貼りだしているということを先ほどお聞きしましたが、そういったものも中身を含めた、まとまったリーフレットがあれば役立つのではないかと思いますので、やはり弱者視点というのはまさにそうだと思います。高齢者の方の数も増えていきますし、そういったリーフレットを作っていただきたいなと思います。

[B 委員]

地方公共団体がやることには口を出せないというのが基本だと思いますけど、例えば、相続放棄に関して該当者がいた場合、地方公共団体は高齢者の方に対してこういうことをお伝えしてくださいとか、書式というわけではないですけど、最低限これとこれを家庭裁判所に相談してくださいとか、そういうことが必ず伝わるように、上同士、政府や法務省等を通じてお願いをするとか、あるいは金融機関だったら全銀協とかそういう団体を通じて、弱者に優しい相続放棄について配慮していただくようお願いすとか、そういう上から下ろすこと、もちろん広島だけでできることではなくて、法務省、最高裁全体の話になると思いますけど、そういうやり方もあると思います。

[委員長]

社会的弱者という視点から、もっと裁判所だけでなくいろいろなところと連携して、というところは、確かになるほどと思います。なかなかすぐにはできないかもしれないかもしれませんが、非常に貴重な御意見だと思います。ありがとうございます。

[E 委員]

相続放棄の際には、さっき1階の窓口でも思ったのですが、役所で戸籍を取る必要があると思うので、結構役所と家裁をはしご、何回か行き来しなければいけないような場面も出てくるのかなと思います。そういう時に、例えば、広島家裁であれば広島市内で戸籍を取る場合に必要な書類を置いたりですとか、逆に広島県内のどこかの市役所とかには相続放棄の際に提出するもの、申立用紙の紙を置いたりですとか、お互いに必要な書類を役所に置いておくみたいな、結構ハードルが高いと思うのですが、何かそういう仕組みがあったら少しでも煩雑さが減るのかなという印象があります。

[委員長]

今おっしゃったように、市役所とかそういうところに行ったり来たり、何回も往

復するという、そういうことは我々もできるだけしないで1回で終わらせたいという気持ちがとても強いのですけども、このところで家庭裁判所で工夫しているところとか、特に何かありますでしょうか。

[説明者]

各地の裁判所とも時々意見交換を行うのですが、相続によって固定資産税の納税義務が生じますよという手紙を自治体が送るときに、裁判所の手続説明やホームページのQRコードを入れたものを同封していただくお願いをして取り組んでいるような事例を聞いたことがあります。そうすると、多少は問合せが減ったというようなことも聞いたことがあります。今いろいろ御意見をいただきまして、まさに勇気を得まして、市役所に依頼してみようかなと思っているところでございます。

[A委員]

裁判所のホームページの個々のページを見させていただきましたが、デジタルのコンテンツ自体は多分網羅されているなと思いました。手続の内容についてはですね。ただ、先ほどから皆様の御意見があるように、見にくいのは否めない。開いて見ていけば、大体先ほど窓口で説明していただいたようなことは多分書いているような気がしたのですけれども、やっぱり、先ほどから他の委員の方もおっしゃっていますけれども、やっぱりリンクというか、連携みたいなものがもっとできないのかなと思いました。家裁のホームページで法定相続情報証明制度のこととか、リンクは貼ってありましたっけ。

[説明者]

まだリンク等はございません。

[A委員]

法務局とか市役所とか裁判所で、何なら葬儀屋さんも含めて、そういう連携があると、多分もっと分かりやすくなるのではないかなという気はしました。

[委員長]

ありがとうございます。リンクですね。確かにおっしゃるとおりで、皆さん必ず相続放棄をする際に、様々なところから情報を得たいと、そういうようなニーズは必ずあるわけですからね。

[D 委員]

窓口なのですが、時々混雑することがあるという話を伺ったのですけれども、窓口が幾つかあるじゃないですか、窓口は全部同時に対応することってあるのでしょうか。例えば、人が混んできたら中の職員さんが前に出て来て窓口が追加で開くとか、銀行の受付みたいなシステムになっているとか。それともある程度、こことここしか動かさないとか決まっているものなののでしょうか。

[説明者]

現在、広島家裁には窓口が3か所ありますが、受付案内で利用しているのは、基本的に2か所です。もう1か所は記録を閲覧される方の案内用として確保しています。案内をする方法としては、入口に発券機がありまして、来られた方には発券機で発券をしていただき、番号札を持っていただいた上で、受付担当の事件係の方のタイミングでお呼びする方法で案内をしているところです。現在、受付案内の担当者は4人いるのですが、電話も相当かかってくる中で、やはり3か所全部をフル稼働というのは難しいところがありますので、2か所開けた上で適宜のタイミングでお呼びしている状況です。

[委員長]

待ち時間とかそういうので、長くお待たせするというのもやっぱり時々あるのでしょうか。

[D 委員]

事務所で外回りの際に裁判所に書面提出に行くのですが、窓口の数が限られているので、例えば我々弁護士は法律家ですし、弁護士事務所の事務員も手続をある程度分かっているのですが、一般の他の方が窓口にいらして、長いと1時間近く

待ったみたいな話も時にはあつたりします。我々は仕事なので、事務員が窓口で待っていても給料が発生するわけですが、一般の方は恐らくそこで待つというのは結構負担ですし、整理ができると少しすみ分けがよくなるのかなとか、いろいろ気になるところではあります。

[G 委員]

今どちらかと言うと、利用者側の方からどういうふうにご利用しやすくするのかという観点からずっと議論がなされているのかなと思うのですが、結構電話がかかってくる、人的な支援がどうかという話もあつたと思います。

裁判所としても、人的資源も物的資源も限界があるのだろうと思いますけれども、現状として、対応する側の視点としては、やっぱり件数とかを含めると、対応についてぎりぎりの状態でやっているのか、そこまではないということなのかが分かった方がいいのかなという気がします。理念としてはいろいろなことが言えるのかもしれないですが、その点が分かった方がいいのかなと気がしました。

[説明者]

本庁に限らず県内にある 4 支部も含めた件数で言いますと、相続放棄は 1 年間で約 6 4 0 0 件という数字になっており、相当多いというところがございます。

また、先ほど待ち時間の話が出ましたが、1 階に発券機があつて表示が見えたと思うのですが、来庁者側からの表示としては 3 2 となっていました。これは今日の来庁者の人数で、今 3 2 番目の方まで発券していますということになりますが、職員側の裏側から見ると、発券から何分経過しているのかという待ち時間が表示されるようになっています。それを見ながら受付の職員は対応しておりますので、もちろん 1 時間もお待たせするというようなことはないようにしております。件数が増えて職員がこれ以上もう対応できないということになれば、やはりそこは担当する職員数を増やすことも検討しなければならないということになりますが、対応できませんということは避けなければなりませんので、内部の職員の分担を変更すると

か、見直すということにはなると思います。

現在の受付の状況はどうかとの御質問でしたが、いっぱいいっぱいかと聞かれますと、かなりいっぱいいっぱいであるというところではありますので、受付担当の係4人で基本的に対応させていただいておりますけれども、それでは対応しきれないという状況があれば、部屋の中の他の係の者が臨機応変に対応しております。

[説明者]

今日、家裁委員会の委員の方々にどのような御意見を伺おうかというところで、利用しやすい家庭裁判所と言ってもいろいろな切り口があるよねと、受付の職員と話をしているときに、電話が多いという話が出ました。どのような電話が多いのと聞くと、相続放棄が多いということでした。電話の内容から明らかに相続放棄がしたいということが分かる電話よりは、税務署からこういう葉書が来たけど私はどうしたらいいのか、裁判所に聞いてくれと言われたがどうしたらいいのか、というところから話が始まるものも多く、要領を得ない段階の方だと何を聞きたいのかはつきりしないという方もあるものですから、そこにたどり着くまでに時間がかかるということもあります。先ほどA委員がおっしゃったように、相続放棄の手続は比較的簡単な部類だと思います。本当は簡単なのですが、実際のところは、そこにたどり着くまでに話がいろいろなところに行ったり来たりする、御本人様もストレスがたまった状態で来られますし、私どもとしても、もう1回市役所に行っていないといけないのは申し訳ないなと思いながらも御案内をしている、そういったいろいろなことがありまして、「利用しやすい家庭裁判所」を今日相続放棄の面から取り上げさせていただいたところでございます。

[D委員]

今のお話、本当にそうだなと思います。受付にしても、裁判所に当事者の方が来られて、受付などは相続放棄以外も、全ての事件が一度通るところですので、いろいろな感情が込み上げて、ちょっとトラブルになりかけているみたいな様子は裁判

所に来て前を通る中でよく目にします。だから、書記官の方と一般の方が、受付の部屋の外の廊下のベンチで少しゆっくりお話を聞いてあげているという光景もあって、事務滞留する一つの要因になってしまっているのかなと思いました。

当事者の方は、裁判所は相談に乗ってくれないということを知らないので、いろいろなところを渡り歩いてやっと来た裁判所で相談に乗れませんと言われると、当事者の方もいろいろと思ったりすることがあると思うので、私自身もその横を通りながら自分の名刺を渡そうかどうか迷ったりして、やっぱりやめようと思ったりします。

本当は、組織の役割分担が外部から見てもはっきり分かるということが必要で、例えば行政の窓口が、裁判所は手続をするところだから、その前に法律相談があるんだよとか、そういうのがきちんと情報提供されれば、お互いに良い関係が築けるのかなと思っています。なかなか、法律相談をガンガン進めるわけにはいかないと思いますけれども、困ったときにはそういうところ、相談窓口において、迷っているときは弁護士等の専門家による法律相談、結論が決まって手続を執る段階では家庭裁判所というところが、みんなに分かりやすくなれば、お互いストレスがなくなるのかなと感じました。

[B 委員]

被相続人が外国人の場合、これがまた面倒くさい手続が要るようですね。共生社会に多文化国際時代に、これから恐らくそういう事例も少しは出てこようかと思えますので、その辺はここだけで決める話ではないと思うのですが、ぜひ検討課題としていただければと思います。

例えばどういうケースがあるかというのは即断できませんが、外国人の方が利用される際に、戸籍謄本という仕組みから外れる人たちがいた場合にどうするかとか、いろいろなケースを考えていかねばならない。

あと、全く違う話ですけど、広島家庭裁判所で検索して、地裁と家裁と簡裁の共

同のホームページが出ますよね。そこに出ている重要なお知らせというのが、呉支部のエレベーター改修がどうのこうのというのが掲載されています。確かに重要かもしれないけど、もうちょっと重要なことが他にあるのではないかと思います。それこそ、広島地裁、家裁、簡裁のトップページならトップページに、相続放棄の情報みたいなアイコンがあればよろしいかと思います。多分少しの改修でいけるのではないかと思いますので、ちょっと何となく裁判所のホームページは役所目線になっているかなと、そういう印象があります。確かにエレベーター改修は利用者にとっては重要なお知らせかもしれませんが、まあそうでない人もいるかなということをおもいました。

[委員長]

今、最初に出た外国人が被相続人という例もちらほら出てきているところですけど、確かにちょっと日本人と違っていろいろ資料を集めるのが大変だということもございます。

[C委員]

先ほど、下で少し模擬体験させていただいたことを思い出しながら、ちょっと違和感があったので一つだけ発言させていただきます。

相談者が座るテーブルのところに、相談は20分以内でお願いしますみたいなことが書いてありました。先ほど、態勢が結構逼迫しているというお話を聞けば、なるほどそういうことなのかと思いましたが、私もいろいろな行政職員を30年やっていましたけども、相談に来られる方にこの時間に収めて相談してくださいというのはちょっと聞いたことがないですね。やはり相談者視点に立ったときに、ちょっと、何となく、おかしいなと思ったので発言させていただいております。そういうことは、できるだけ口頭で、ある程度御協力お願いしますみたいなことがいいですけども、文字にされると頭にくる人もいます。時間がかかって、なのに20分までと書いてあるのが、自分をもっといろいろなことを聞きたいし困ってここ

に来ているのにどういうことだと。裁判所の窓口がどういう役割かということをも十分に分かってない中で来られる方が多いわけですから、そういう方へ向けてもう少し何か表示の仕方、案内の仕方は考えられた方がいいのではないかと思います。大分不満の素になりそうですが、これに対して何か苦情とかはございませんでしょうか。

[説明者]

それで特に苦情が出たということは、私の経験上はありません。20分とは確かに表示はしているのですが、20分を超えると直ちに切り上げるという対応はしておりません。職員の目安と言いますでしょうか、他に待たれている方もいらっしゃる関係もあって、20分ぐらいが目安かなということで案内をさせていただいております。

もちろん、中には、やはりいろいろ事情を話した上で手続を聞かれないという方もいらっしゃるって、そういう方は20分を超えることもあるのですが、だからと言って切り上げるのではなく、そこはちゃんと最後まで手続について案内できるように、お話を伺うようにはしております。

[委員長]

苦情自体は来ていないのかもしれませんが、今C委員がおっしゃったような受け止め方をする、そういう当事者の方もいらっしゃるかと思いますので、またこちらでも参考にさせていただこうと思っております。ありがとうございます。

いろいろと話題は尽きないところではございますが、時間も迫って参りました。この度は、本当に貴重な御意見、本当に感謝しております。裁判所といたしましても、十分に考えさせていただこうと思っておりますので、また取り入れるところは取り入れさせていただきまして、次回のフィードバックでお話をさせていただければと思っております。

また、今後とも皆様方の御意見を取り入れまして、少しでも広島県民のお役に立

てる、そういう裁判所を目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、皆様方との意見交換の方はこれで終了とさせてい
ただきます。ありがとうございました。

6 次回日程及びテーマ

(1) 次回開催日時

令和6年6月14日（金）午後3時

(2) テーマ

家事調停手続について（仮）